

## 地域生活拠点等に必要な機能について

機能の区分	拠点等に必要な機能		
	① 必須とする機能	② 任意の機能	
整備手法	共通	多機能拠点整備型	面的整備型
機能の項目		共通	多機能拠点整備型
相談	○ 常時の連絡体制を確保しながら緊急時に対応できる相談支援を行う機能	○ 地域定着支援の実施	○ 地域定着支援の実施
緊急時の受入・対応	○ 常時の受入体制を確保しながら、緊急時に受入対応できる短期入所の機能	○ 緊急時の定員＋1人の短期入所の受入れ ○ あんしん生活支援事業の実施（面的整備型の拠点との連携・機能分担含む）	○ 緊急時の定員＋1人の短期入所の受入れ
体験の機会・場	○ グループホームや日中活動系サービス事業所等を体験利用する機能	○ 体験利用可能なグループホームの整備	－
専門的な人材の確保・養成	○ 専門的な対応を行うことができる体制の確保（医療的ケア、強度行動障害等） <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">                     ※ 体制の確保の例                      ・ 看護師の配置                      ・ 強度行動障害支援者養成研修修了者の配置 等                 </div>	○ 研修の実施（強度行動障害、喀痰吸引など） ○ 常勤看護師の配置や訪問看護の活用 ○ 医療機関との連携	○ 強度行動障害支援者養成研修修了者の確保
地域の体制づくり	○ コーディネーター（相談支援専門員）が中心となって、他のサービス事業所等と連携し、支援困難事例や地域課題等の検討、情報共有等を行う機能	－	－
その他	○ 多職種連携の強化を図り、緊急時の対応や備えについて、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせ、地域全体で支援する協力体制の構築	○ バリアフリー対応 ○ 特別浴槽等の整備 ○ 行動障害に配慮した整備（空調、壁材、床材、防音等）	○ 介護保険適用の短期入所（基準該当施設の空床利用型など）の積極的な活用